



特例事業承継税制

～「新」事業承継税制の徹底解説と活用法～

中小企業経営者の年齢のピークが今や69歳になろうとしています。中小企業の廃業数も急増しており、事業承継を急がなければ、日本の経済を支えている中小企業の技術やノウハウが消失してしまう危険があります。

本セミナーでは、平成30年度の税制改正において、現行の事業承継税制を改良して新しく創設された「特例事業承継税制」についてQ & A形式で解説いたします。

内容の一部

1. 特例事業承継税制の概要
 - 現行の事業承継税制と特例事業承継税制の違い
 2. 制度を利用するための要件など
 - 適用を受けることができる先代経営者と後継者
 3. 特例事業承継税制の活用に向けて
 - 非上場株式等の納税猶予制度の全体像
- 他 多数解説！

日 時 : 平成 30年 7月 23日 (月)
14:00 ~ 16:00 (受付 13:30 ~)

場 所 : **建設業協会佐賀 大会議室**
佐賀県佐賀市兵庫南二丁目13番5号
一般社団法人 建設業協会佐賀 2階

受講料 : 無料

定 員 : 40名 (定員になり次第締め切ります)

講 師 : 九州北部税理士会 佐賀支部 所属
えぐち税理士事務所
所長 税理士 江口 賢輔

お申込み後、受講票、地図等をお送りいたします。

参加者特典

本セミナーご参加者全員に特典を差し上げます。

特典 冊子『Q&A 特例事業承継税制』をプレゼント！

お申込み 下記に必要事項を記入し、FAX:0952-97-8639 までお送りください。

法人名		代表者名		⑩
フリガナ		フリガナ		
参加者名		参加者名		
住 所	〒	電 話	()	
E-MAIL	@	F A X	()	

問い合わせ先 : えぐち税理士事務所 〒849-0918 佐賀県佐賀市兵庫南2-3-11-101

TEL:0952(97)8637(吉岡)

URL:http://taxegc.jp/

E-mail:k-eguchi@tkcnf.or.jp